

「五訂 介護支援専門員基本テキスト」ホームページ掲載正誤表

【概要】「五訂 介護支援専門員基本テキスト（初版第1刷）」（平成21年6月発行）につきまして、下記のとおり記載の誤りがございましたので、お詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。（2010(平成22)年11月4日現在）

巻数	頁数	行数等	誤	正
第1巻	2頁	下3行目	2008（平成20）年10月現在で471万人で	2008（平成20）年10月現在で454万人で
	28頁	下3行目	原則として70歳以上の者を対象とする後期高齢者医療制度の創設が提言されました。	後期高齢者医療制度の創設が提言されました。
	81頁	上1行目	（不正利得の返還請求は、民法第704条（悪意の受益者の返還義務等）の基底に基づき行われます）。	（割愛）
	81頁	上6行目	返還額に4割加算した額を支払わせることができます。	返還額に4割加算した金額を支払わせることができます。偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者に対しては、保険者は、仮に介護保険法上特段の定めがなかったとしても、民法第704条（悪意の受益者の返還義務）の規定に基づき不当利得の返還請求を行うことができます。しかし、介護保険法は、これを同法上の徴収金とした上で、地方税の滞納処分等の例により強制的に徴収できることとしたものです。
	88頁	下1行目	在宅でのサービス提供を予定しています。	在宅でのサービス提供が主となります。
	115頁	上11行目	認定調査票の基礎調査の項目	認定調査票の基本調査の項目
	148頁	上12行目	かつ、高額介護サービス費・高額介護予防サービス費は支給しない）を行います。	かつ、高額介護サービス費・高額介護予防サービス費・高額医療合算介護サービス費・高額医療合算介護予防サービス費・特定入所者介護サービス費・特定入所者介護予防サービス費・特例特定入所者介護サービス費・特例特定入所者介護予防サービス費は支給しない）を行います。
	225頁	上3行目	第7表、第8表	第6表、第7表
	229頁	下2行目	「厚生労働大臣が定める者等」（平成12年厚生省告示第23号）第19号のイで定める状態像の者	「厚生労働大臣が定める者等」（平成12年厚生省告示第23号）第21号のイで定める状態像の者
	242頁	図4-1-1 但し書き	※ <u>居室介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上60件未満及び60件以上の場合、40件以上の部分について算定する。</u>	※ <u>居室介護支援費(Ⅱ)は介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上60件未満の場合、居室介護支援費(Ⅲ)は介護支援専門員1人当たりの取扱件数が60件以上の場合、について算定する。</u>
	259頁	下8行目	「要介護者や家族の介護に対する意向」	「要介護者や家族の生活に対する意向」
	263頁	下12行目	「本人や家族の介護に対する意向」	「本人や家族の生活に対する意向」
	272頁	表4-2-1	利用者及び家族の介護に対する意向	利用者及び家族の生活に対する意向
	274頁	表4-2-2	援助目標	目標
	291頁	下6行目	介護予防特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売
	292頁	上5行目	介護予防特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売
	292頁	上8行目	介護予防特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売
	292頁	上10行目	介護予防特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売
	328頁	上13行目	成年後見制度や地域福祉権利擁護事業	成年後見制度や日常生活自立支援事業（旧・地域福祉権利擁護事業）
	333頁	表4-5-2	利用者及び家族の介護に対する意向	利用者及び家族の生活に対する意向
334頁	表4-5-3	援助目標	目標	
348頁	表4-5-9	利用者及び家族の介護に対する意向	利用者及び家族の生活に対する意向	
349頁	表4-5-10	援助目標	目標	
第2巻	244頁	上5行目	平成21年度より、布団や一般のベッドに設置する起き上がり補助装置も対象となりました。	平成21年度より、従来の仰臥位から側臥位への体位変換ができるものだけでなく、座位への体位変換ができる体位変換器についても新たに給付対象となりました。

	298頁	上4行目	置かないことができます。	置かないことができます。 なお、宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はありません。
	304頁	上2行目	④日常生活費の支払いについては、	④日常生活費、⑤居住費の支払いについては、
	352頁	下12行目	あらかじめ協力病院および協力歯科医療機関を定めておかなければなりません。	あらかじめ協力病院を定めておかなければなりません。また、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければなりません。
	382頁	下12行目	協力歯科医療機関も設けることが定められています。	協力歯科医療機関を設けることを努めるよう定められています。
	395頁	表3-3-6	利用者及び家族の介護に対する意向	利用者及び家族の生活に対する意向
第3巻	5頁	下13行目	活気	脚気
	129頁	上14行目	「ひどい傷害の行使、	「傷害の行使、
	130頁	表1-6-10 タイトル	平成19年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律に基づく状況などに関する調査結果（平成20年10月）	平成19年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果（平成20年10月）
	157頁	参考文献 41)	厚生労働省「平成18年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律に基づく状況などに関する調査結果」平成19年12月	厚生労働省「平成18年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」平成19年12月
	157頁	参考文献 42)	厚生労働省「平成19年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律に基づく状況などに関する調査結果」平成20年10月	厚生労働省「平成19年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」平成20年10月
	351頁	図2-3-8 注2（下7行目）	精神……①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連傷害（依存症等）	精神通院……①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連傷害（依存症等）の者
	351頁	図2-3-8 注2（下5行目）	更生・育成……腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害	更生・育成……腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）・肝臓の機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の者
	351頁	図2-3-8 注2（下3行目）	精神・更生・育成	精神通院・更生・育成
	364頁	下1行目	当域広域連合の障害認定を受けた者	当該広域連合の障害認定を受けた者
	370頁	上2行目	男性の2.5倍くらい	男性の3.5倍くらい
	370頁	下8行目	全体の6割強が心理的な虐待となっており、次いでネグレクト、身体的、経済的な虐待となっています。	全体の6割強が身体的な虐待となっており、次いで心理的、ネグレクト、経済的な虐待となっています。
	371頁	上8行目	性別では、男性よりも女性のほうがはるかに高い割合を占めています。	性別では、女性よりも男性のほうがはるかに高い割合を占めています。
	377頁	下1行目	30万円の罰金に処するとされている。	30万円以下の罰金に処するとされている。
第4巻	944頁	1段目 後ろ4行目	市町村の基本構想に即したものとすることが必要である。	市町村の基本構想に即したものとすること。
	944頁	1段目 前5行目	調和が保たれたものとすることが必要である。	調和が保たれたものとすること。
	954頁	1段目 九 表中	平成26年度において地域密着型老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等を要介護2以上の者が利用すると見込み、当該市町村におけるこれらのサービスの利用者数の合計数のうちの要介護4及び要介護5の認定者数の合計数（医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）が占める割合を、70%以上とすることを目標としたうえで、第4期介護保険事業計画期間（平成21～23年度）においては、直近の現状から平成26年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。	平成26年度において地域密着型老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等を要介護2以上の者が利用すると見込み、当該市町村におけるこれらのサービスの利用者数の合計数のうち（医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）の要介護4及び要介護5の認定者数の合計数（医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）が占める割合を、70%以上とすることを目標としたうえで、第4期介護保険事業計画期間（平成21年度～23年度）においては、直近の現状から平成26年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。
	956頁	別表第五 表 後ろ5行目	第4期介護保険事業計画期間（平成21～23年度）においては、	第4期介護保険事業計画期間（平成21年度～23年度）において、